

議長定例記者会見 会見録

日時：平成 22 年 10 月 8 日 10 時 30 分～

場所：全員協議会室

1 発表事項

- ・発表項目なし

(議長)おはようございます。定例記者会見を始めさせていただきたいと思えます。今日は、森本副議長は奈良で遷都 1300 年の記念式典がございまして、そちらの方に出席をいたしておりますので、欠席をしていることをご了承お願いしたいと思います。今回は特別に報告事項、発表事項等ございませんので、あと随時皆様方からのご質問を賜りながらお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

2 質疑応答

(質問)幹事社から 2 点。議会前からいろいろ知事のご長男の件が話題になっておりましたが、冒頭で知事が謝罪ということでいろいろ言われましたが、それについての議長がどうお感じになったかというか、評価というか、それをちょっとまず一点伺いできますか。

(議長)9 月 15 日、本会議冒頭、知事の方から発言を求められました。知事が今回のご長男の覚せい剤の件につきまして、ご説明と謝罪及びご自身のお気持ちというものを表明をされました。非常に率直にお話をされたと思っておりますし、あの時点で知事が知りうる様々な事実、また過去に遡ってのかなり個人情報に関するようなことにまで触れられてお話をされたということに関しては、評価をさせていただきたいと思っております。その後、代表質問、一般質問、関連質問等で、この知事の事につきまして、議会側からもいくつか質問なり、また疑問な点を述べられておりますが、それにつきましても、知事としての立場でしっかりとお答えになっているということだと思っております。今後裁判等の中で、新しい事実なり、また知事がお話になった内容と大きく乖離したような事実が出てくるということになれば、また議会として、それなりの対応はその時点で皆様とよくご相談した上で、考えなければいけないかなと思っておりますが、現時点において、新たにこの問題について、議会側として新しい対応をしていくということは考えておりません。

(質問) 岡田さん、幹事長になられましたけど、もともと政策面は強いけど、政局には弱いと言われている岡田さん。

(議長) そういう評価というのは初めて聞いたものですから、今戸惑いを持って聞かせていただいておりますが、岡田代議士は過去も幹事長として、また、代表として、務められております。幹事長時代には、選挙にもしっかりと勝たせていただいたという経緯もございますし、代表戦では、代表の時には、残念ながら小泉さんの、小泉旋風の中で一敗地に塗れましたけども、その後地道に地域を回られて、前回の衆議院選挙の勝利の大きな原動力にもなったところから、政策が明るいというのは定評があるところでございますけれど、政局もしっかりと岡田流の取り組みをしていただけるのではないかなとこう思っております。

(質問) 政局についてもまあ力をお持ちだという認識ですか。

(議長) はい、特にこういうねじれた状況の中では妙な手練手管ですとか、舞台裏ですとか、根回しですとか、そういうことよりも、率直に真正面からしっかりと信念をもって皆様方とお話し合いをされて、それで一つ一つの重要な当面の課題というものを国会の中でしっかり議論した上でご理解を得て、実現をしていくということになれば、岡田幹事長というのは適任ではないかと思っております。

(質問) 期待感をもう少しふくらませていうと。幹事長としての期待感をもう少しふくらませて。発言も総理としても。

(議長) 恐らく、本人もそんなことは考えてないと思います。外務大臣の時もそうですし、今回の幹事長になった時もそうだと思いますが、今与えられた職責、職務というものをしっかりと務めあげると、全力で取り組んでいくというのが彼の考え方だと思います。

(質問) 元秘書としてですね、議長はいらっしゃいますが、その辺りで総理候補としての力量等は当然そういう位置に付かれても充分だというふうにお思っていますか。

(議長) 今幹事長になったから総理候補等うんぬんじゃなしにですね、岡田代

議士の場合はもっと早くから、将来の総理の器ということは私自身も思っておりましたし、機会があればぜひ日本の舵取り、それをやっていただけるような立場に立っていただきたいと思います。

(質問) それにふさわしい。

(議長) 十二分の能力と資質があると思っています。

(質問) 話は変わってしまうんですけども、県議会の方で条例の検証検討委員会で虐待の問題について、扱っていらっしゃったと思うんですけども、これについて、先日改正しないという方針でまとまりましたが、これについてまずお考えをお聞かせください。

(議長) はい、条例検証検討会で議論を重ねていただき、様々な方々の参考人等での外部のご意見も伺った上で、条例検証検討会で、改正をせずに当面運用でしっかりとやっていこうという結論が出たということは尊重させていただきたいと思っております。今後、決議等を出しまして、議会としての意思、考え方というものも明らかにしていきたいと思っておりますが、虐待が起きた原因が本当に条例にあったのか、それとも条例の運用にどこか少し間違いではないにしても弱いところがあったのではないかなという部分の議論もあったように聞いております。今後条例の主旨等をしっかり踏まえて、運用を堅実なものに、また確実なものにしていただければ、一定の効果といえますか、結果が出てくるのではないかと期待しています。

(質問) この条例そのものは前回の鈴鹿であった虐待死された児童の事件なども受けて作られた条例だと思いますが、今回の事件の後で条例に関して見直しという話もあったと思うんですけども、運用だけで十分だとお考えですか。

(議長) そういう結論になっておりますので、それを尊重し、見守っていきたいと思います。あの、今回の場合は例えば、県の子相ですとか、また、各市町との連携、また警察との連携、様々なところに弱点があったというか、十分なものではなかったということが明らかになっておりますので、そういうところの連携強化等含めてしっかりと対応していただきたいなと思うしております。

(質問) 今度10月にですね、これについての決議が提出されるということなんですけれども、この他に例えば、今回の問題に関して議会として何らかの対

応が必要だと4月にも議長おっしゃっていたかと思うのですが、何らかの対応で検討されたいこととかありましたら。

(議長) その、何らかの対応の一つが今度の決議だということにおいて、決議をさせていただいた上で、条例をしっかりと運用させていただいて、期待する結果を生んでいきたいと思っています。また、執行部の方にもそのことを期待したいと思います。

(質問) その運用について、しっかりなされるような方法として何か考えられることってのはありますか。

(議長) 当然、世の中の見方も、それから議会側からの見方も、従来以上にこの条例の運用に関しては厳しい目で見えていくことになると思いますから、それに応えるべき、執行部の方々もしっかりその場、その場、その司、司でやっていただきたいなと思います。

(質問) 関連ですけれども、実際問題、しかし、新政みえ内でも意見が割れてる、最終的にほぼ同数に近い形になったと思うんですけれども、決議の前ですね、その辺はその派内の調整もあったと思いますけれども、現実問題、その改正すべきだという意見と、自民の中にもこのままでいいという意見と、やはり改正すべきだという、まあ、全体として、議会全体として見た場合にそのところが2つの流れがあったと思うんですが、その辺はどう。

(議長) あの、様々な意見があって、様々な見方があるというのは極めて健全な話でありまして、そういうものの議論を積み重ねた上で、最後の結論を得ておりますから、最終結論というのが議会の意思だとしてご理解いただければと思います。そのプロセスにおいていろいろな意見が出るのは当然の話であります。

(質問) 当然は当然なんですけれども、大抵その中にそれぞれの思惑的な部分というものもあるじゃないですか。で、それは例えば、それは元々、今の自民みらいの若手議員中心で作ったものだから、この中でもう改正する必要がないと考えている、その今の自民みらいの若手議員もいるし、逆に、自民みらいが作ったものだから、もう別にそれについて敢えてその強化して意味合いを強める必要はないんじゃないかというふうな話も新政みえ内にはあると漏れ聞いておりますけれども。

(議長) そういう話がどういう形で伝わっていているのかはよくわかりませんが、私自身のところにはそういう話は伝わっておりません。条例もですね、今、菰野の町長になった石原さんあたりが中心になってしっかりこうやられました。

本会議では、全会一致で可決をされておりまして、その賛成討論は私自身も演壇に立たせていただいておりますので、まさに議会の意思で作上げたというふうに理解をしていただけたらいいと思います。どこの会派が主導的に作った条例だからどうだこうだと、そんな根性の小さい議会ではありません。

(質問) あの、有識者というか、まあこの間まとめられた検証委員会の報告というのは議長もお読みになったと思いますが、あれについて率直な感想はどう。

(議長) 今度ですね、せっかく、あれを出していただいて、常任委員会等では報告があったようには聞いておりますが、議員全体がまず、報告する内容を理解というか、情報を共有することが大切だところ思っておりまして、今度、条例検証会の報告の時に併せて、この内容も執行部の方からご説明いただくということにいたしております。今後、その説明を受けた上で、議会側の意見も少し出てくるようでしたら、まとめさせていただきたいと思います。

(質問) 尖閣、中国人の船長さんがどうのこうのということはおいとして、あと、民主党政権、中央政府の対応がいろいろ言われておりますが、その辺、議長としてはどう。

(議長) 一つは、外交というのは国の文字通り専管事項でありまして、一地方議会の議長がとやかく言うべきものではないと、こう思っております。しかしながら、沖縄県ですとか、鹿児島県、尖閣諸島に属しているところとか、また近いところ、そういうところの議長さんの方からもお声があり、また、竹島を抱えておられます島根県の議長さんの方からもお話がございましたので、全国都道府県議長会としましては、毅然たる態度で臨んでいただきたいという意味での決議をし、国の方に出させていただいた、10月1日付けで出させていたいただいたということです。

(質問) あの態度表明は勿論、全国議長会で決めたわけですけど、三重県議会議長、個人としてもそれについては賛成なんですか。

(議長) 勿論、賛成の意を表して、全国議長会の方から出したということです。

(質問)最近ですね、名古屋市議会バーサス河村市長と、非常にその市長と首長と議会のその関係というか在り方があらためて問われていると思うんですが、議長から見て今の名古屋市の状況はどう映ってらっしゃいますか。

(議長)非常に残念な状態になっているところと思います。名古屋の河村市長の考え方また手法、これは、ある意味では鹿児島の阿久根市の竹原市長の考え方、手法にも通じるものかなところ思っております。自分の政治的な思い、また政策というものが、議会が反対するなり、また議会から異論が出て、それが思うようにならないということについてですね、それを解決する、議会を説得するという努力をあまりせずに、私の目から見ればあまりせずに、首長主導で議会解散のリコール運動をやるというのは、明らかに法が想定していない事態でありまして、いわゆる禁じ手を使って、自分の政治的主張を通そうというやり方ですから、これは明らかに間違っているところ思っています。しかも、減税日本という地域政党、自分が党首になった地域政党を組織して、解散になれば、今度の次の選挙に40人以上の、定数75の名古屋市議会に40人以上の候補者を立てて、議会の過半数なり主導権を狙っていくということは、まさに議会を自分の追認機関としてしまおうという、そういう考え方につながってまいります。議会が首長の翼賛議会になってしまう。追認機関、補完機関に墮落していくということになれば、まさに議会不要の話になってまいりますから、こういう動きというのは絶対容認してはいけないところ思っています。

(質問)一方ではですね、署名で40万を超えるですね署名が集まったりとかですね、民意というか、その声の追い風というのは市長の側にはあると思うんですが、この点はどうでしょうか。

(議長)それは、議会側も真摯に反省をしなければいけないところ思っています。他の議会のことですから、あまりとやかく言うつもりはありませんけれども、つい最近まで名古屋市議会は、委員会にもテレビのカメラも入らなかったというようなことで、極めて閉鎖的な議会運営をされていたかに聞いております。やはり議会の活動、また議員の活動、議会の主張等が透明度が高くなければ、情報公開がされてなければ、なかなか市民の方々に議会というものがご理解いただけないということになってまいりますから、今、名古屋市議会は大変なご努力をされておりますので、是非、なお一層、情報公開等を徹底していただいて、議会の考え方なり活動、また議員のそれぞれの活動、こういうものが見えてくれば、市民の皆様方のご理解も高まってくるのではないかなところ思

っています。そういう意味で、名古屋市議会の方も、大いに反省をしていただくということが必要だと思います。

(質問) ひるがえって、名古屋とか全国で起きている各種、首長と議会の対立ということで、一方では、名古屋のようにですね、議会側の先ほど議長がおっしゃったような発信力というのは不足してきたという背景があります。ああいう状態を見て、今後、三重県議会で議会としての、まあ非常に公開度は高い議会であるとは私は思ってますけど、今後、変えていきたいとか、今後の点について何かありますか。

(議長) 今、議長の立場で申し上げるのは、ちょっと先走り過ぎますので、個人の立場で申し上げますと、例えば、住民からの直接請求、こういうものを片山大臣も要件緩和ということを少しおっしゃっていますが、首長の意思と議会側の意思というものが食い違って、しかも決定的に対立をした場合、そういうときはやはり住民投票等の、直接住民の声を聞くというような方法論も制度的に考えていかなければいけないのではないかとということと、それから今回のリコール運動を見ておりましても、法律が想定していない事態とはいえ、首長主導でリコールが進められていると。本来、リコールというのは、議会の意思決定が民意と大きくかけ離れてしまったようなときに、住民側から出てくる動きでなければいけないはずが、首長が自分の政治的な目的を達成するために、リコール運動をやっているということですので、こういうところの直接請求の制度的な整理、また整備というものも必要ではないかと、こう思っています。ただ、当然、三重県のような広域自治体での在り方と、それからもっと人数の少ない基礎自治体、またもっと人口の多い政令市、いろんなパターンがあると思いますので、その辺りのところは切り分けて、しっかりと議論しなければいけないと思います。

(質問) 来春、統一地方選ということで、あと半年ぐらい残っているんですけども、あと残り自分でやり残したとかですね、あと半年で、議長就任されたときにいろいろ公約的にも掲げられましたけど、ぜひやっておきたいということはあるですか。

(議長) 既にいくつかのことは実現してきておりますが、あと残りの任期でやっていきたいなとこう思っていますのは、一つは、議会の中のお金の使われ方といいますか、こういうものの整理を少しさせていただきたい。費用弁償等の話もございますので、こういうものを少し整理させていただきたいなと、こう

思っているのが一つ。それから、当初から主張しておりました議会予算について、議会側の意思が明確に出るような形を何とかとりたいたいと考えておりました、今度23年度予算の要求に向けて、やはり議会基本条例等をしっかり踏まえながら、議会として必要な予算枠というものを確保するべく、少し執行部と話をさせていただきたいなと考えています。

(質問) 議会の意識が明確に出るような議会の予算という話ですけど、今まではそうでないんですか。

(議長) そうでないんです。私の議長マニフェストの中に書かれていますので、完全にお忘れだろうとは思いますが、議会予算というのはですね、議会事務局がある意味では議長なり議会の意思をある意味では忖度してですね、極めて事務的に請求をされておまして、で執行部の方も議会がうるさいんである程度認めよかというようなところで前年度を踏まえて認められてきているということで、議会が今年これだけのことをやりたいので、これだけの予算をくださいという積み上げの要求にはなっていないんです。で、何とかこれを打破したいという思いでやらしていただいているんですが、これがなかなか現実難しいということで。しかし、その中でも一つでも二つでも議会がこういうことをやりたいんで、これぐらいの予算の枠は一つお認めをいただきたいというところは、突破口は作っていききたいなと思っています。

(質問) つまり政策立案的なものというのは、議会の場合では幅が狭いということですか。

(議長) ですから、私のマニフェストがそのまま議会の皆様方にきちんとお認めいただければ、マニフェストにしたがって議会基本計画を作って、その議会基本計画に基づいて議会予算を要求するという、そういうプロセスはあそこには書いたんですが、これはとてもマニフェストとしては認められんと、議長の改革試案にせよと言われて、それでコツコツとやっておりますので、なかなかそこまではいかないというのが現実です。

(質問) 具体的に増やすべきものが、例えば議会事務局職員の、固定の今の県職員のメンバーは別にして、特別職員みたいな採用とかそういったことも含めたものですか。

(議長) そうです。枠取りです。これは意を決して一回やってみよう。総

務部長を相手に一回やってみたいなとこう思っています。逆らえるものなら逆らってみると、こういうことを一回やってみたいなと思っています。

(質問) 費用弁償の整理というのをもう少し具体的に。

(議長) これは、今からの議論ですので、あまりここで先走ってお話をさせていただくわけにはいきませんが、各派でよくご相談をいただいた上で、少し整理ができればなというような期待を持っております。

(質問) あと、伊勢庁舎なんですけど、ああいう形でとりあえず3億9千万、いろいろな経緯はあったでしょうけど、そこら辺を追加費で、本来払わなくてもいい金がついてしまったという、その点についてどういうふうに考えますか。

(議長) これ誠に遺憾な話でありまして、本来こういう問題が起きなければ、移転費用の補償の3億9千万円はもとより、これから恐らく発生してくるであろう、要壁、さまざまな工事等、こういう費用は本来払わなくてもいい、使わなくてもいい税金なんです。これがこういう形で使わざるを得ないということは非常に遺憾な話です。今後、早い時期に全貌を明らかにして、そして合わせてその責任の所在等もプロセスを含めてはっきりとさせていただきたいということを、今申し入れをさせていただいております。それが全額が8億円になるのか、9億円になるのかわかりませんが、全体の金額、そして、当初の軟弱な土地にああいうものが建てられるということのOKを出したコンサルの責任、またそれを指示した県当局の責任、また実際にそこから水を抜いて地盤等に亀裂を生じさせた施工業者の責任、こういうものの責任の所在というものははっきりとさせていただき、この負担の金額もそれぞれの責任の割合に応じてご負担をいただくというのは当然のことでありまして、それに合わせてこれだけのお金を使うわけですから、その責任をどう取るのかということも含めてしっかりと検証させていただきたいとこう思います。

(質問) 最後におっしゃった責任をどう取るのかというのは、鈴鹿市の時のような、職員に金を分担させて払わずとかそんなことは今考えていますか。

(議長) 私一人で決める話ではありませんから、どなたにどういうふうにご負担をいただくかということは、これからの議論になると思いますが、まったく天から降ってくるお金でもありませんので、これは県民の血税を使うという話ですから、然るべき責任の取り方はあるのではないかと思います。

(質問)あと、暴力団排除条例、昨日、一応委員会レベルでは可決しましたが、それに対する議会の評価とか、議長の思いというのをありましたら。

(議長)修正に関してですか。それとも暴力団排除条例そのものに対して。

(質問)修正された経緯も含まれるので、排除条例全体の。

(議長)この排除条例は他県でも作られておりますが、今まで暴力団対警察という、そういう二極的な議論から、企業ですとか、県民の皆さんみんなで力を合わせて三重県から暴力団を排除していこうという、そういう決意の表れの条例だところ思っております。県民の皆様方にも精神的に少しご負担をかけるかも分かりませんが、社会的な悪であります暴力団を、この三重県から排除していくためにも、企業、県民の皆様方も含めて一緒に力を合わせてやっていただきたいところ思っております、この条例の効果に期待をしているところです。

(質問)細部に言えば、そこの部分の形で、会派の方から修正案が出されたが、それについては、いい修正という形で。

(議長)はい。いい修正だと思っておりますし、本来議会というのは、そういう場であります。出てきた条例をそのまま100%追認するというのではなくて、改めるところは改める、修正すべきところは修正して、さらに完成度の高い良いものに仕上げていくというのが議会の役割ですから、そういう役割をきちんと果たしていただいたということで評価したいと思います。

(質問)民主党の小沢一郎元代表のことなんですけれども、昨日、起訴議決後初めて会見して、離党も辞職もしないということで、党の方も対応に苦慮しているようですけれども、この件について、小沢元代表ないしは党に対して、民主党員として何か注文とかありましたら。

(議長)議長としては当然コメントすべき話ではありませんから、コメントは控えさせていただきたいと思っておりますが、一党員としては、私の個人の考えからいくと、別に離党だとか、議員辞職をする必要はないのではないかと考えております。と言いますのは、検察の方では、二度にわたって不起訴になっている。つまり事実を積み上げた中で有罪ということが想定できないという中で、検察審査会でそのような結論が出て、強制起訴ということになりました。

しかし、将来的に強制起訴の結果、本当に有罪になるということならばともあれ、今までの経緯を見ておきますと、恐らく起訴をされても無罪の推定が非常に高いという状況の中で、議員辞職をしなければいけない、また離党しなければいけないということにはならないのではないかと思っています。

(以 上) 11:00 終了